

平成27年度 第2回  
高知市自立支援協議会 説明資料

平成27年11月19日（木）  
保健福祉センター  
高知市健康福祉部 障がい福祉課

# 次 第

1 開会

2 委員紹介

3 協議事項・報告事項

①地域生活支援拠点について（事務局説明，協議の論点整理）

②事例報告（障害者相談センターからの報告，質疑）**非公開**

4 その他

5 閉会

# 高知市の基本データ

# 人口 及び 利用者数

## (1) 地域別人口 (平成27年1月1日現在)

地 域	東部	西部	南部	北部	合計
18歳未満	12,291人	17,338人	11,647人	12,031人	53,307人
18歳以上65歳未満	45,590人	61,977人	40,943人	45,533人	194,043人
65歳以上	18,499人	28,587人	21,418人	21,558人	90,062人
合 計	76,380人	107,902人	74,008人	79,122人	<b>337,412人</b>

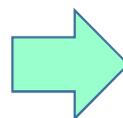
## (2) 地域別障害サービス利用者数 (平成27年1月6日現在)

地 域	東部	西部	南部	北部	合計
18歳未満	137人	193人	119人	156人	605人
18歳以上65歳未満	336人	617人	445人	429人	1,827人
65歳以上	44人	70人	58人	65人	237人
合 計	517人	880人	622人	650人	<b>2,669人</b>

# 地域相談支援の用語解説

## 地域移行支援

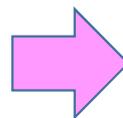
- ・障害者支援施設・18歳以上の児童福祉施設入所者
- ・精神科病院に入院している精神障害者
- ・救護施設・更正施設入所障害者
- ・刑事施設・少年院に収容されている障害者
- ・その他（更生保護施設等）



地域生活に移行するため、住居の確保  
その他の活動に関する相談等を実施するサービス

## 地域定着支援

- ・居宅生活の単身障害者で、緊急時の支援が見込めない者
- ・家族と同居であっても、当該家族が障害や疾病で緊急時の支援が見込めない者



常時の連絡体制を確保し、障害の特性  
に起因して生じた緊急の事態等に相談  
その他必要な支援を実施するサービス

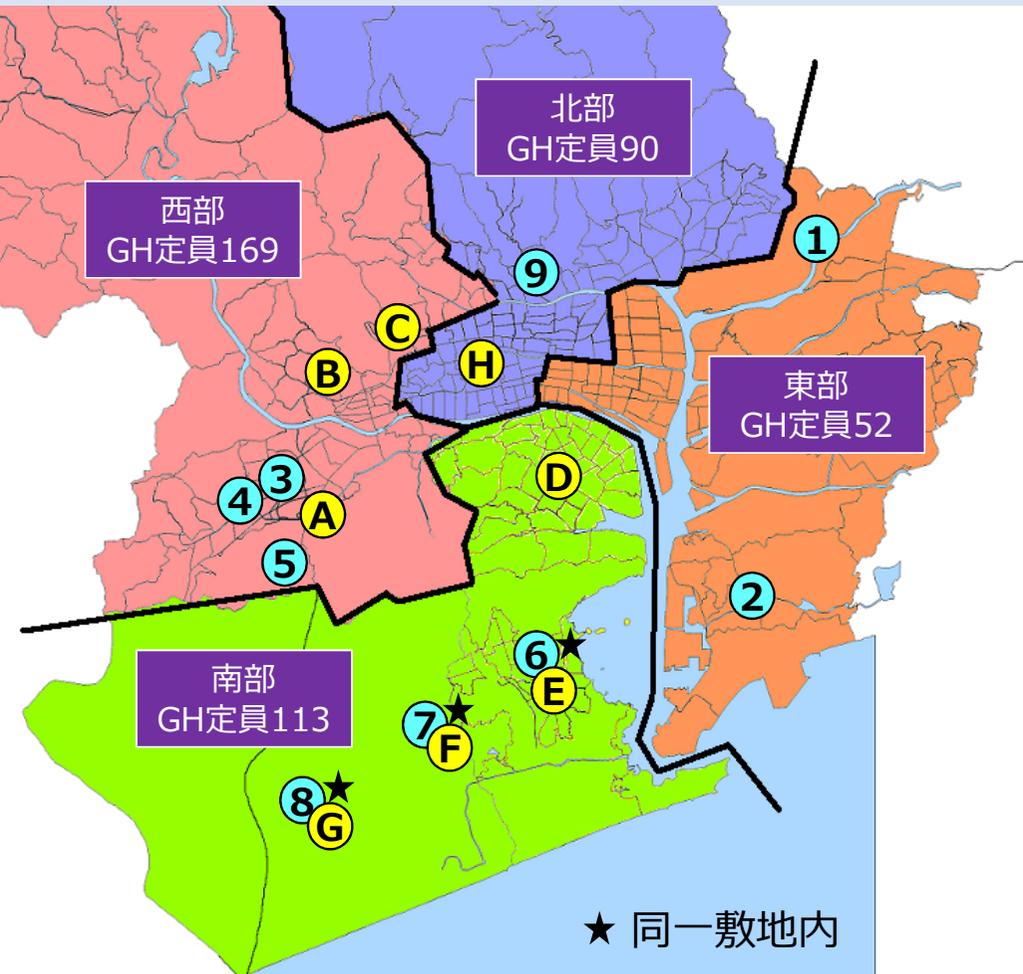
**指定一般相談支援事業所が地域移行支援・地域定着支援の事業を行う  
(相談支援専門員が1名以上配置されている)**

# 指定状況（一般相談支援・共同生活援助・短期入所）

指定一般相談支援事業所	
A	ライフ・サポート あおぞら
B	すずめ相談支援センター
C	指定相談支援事業所みどり
D	地域生活支援センター 広場そよかぜ
E	指定相談支援事業所 てく・とこ・瀬戸
F	高知ハビリテーションセンター相談支援事業所
G	あじさい園障害児者相談支援事業所
H	高知市社会福祉協議会障害者相談支援センター

共同生活援助（GH）	
事業所数	定員数
23	424

	短期入所事業所	定員	併設	空床	対象			
					身	知	児	精
1	短期入所生活介護事業所グランボヌール	10	○		●			
2	アドレス・高知	3	○		●			
3	高知県立 療育福祉センター	8	単独型				●	
		-		○			●	
4	独立行政法人 国立病院機構高知病院	-		○		●	●	
5	福祉牧場 おおなる園	2	○			●		
6	てく・とこ・せと	2	○			●		●
7	高知ハビリテーションセンター	2	○	○	●	●	●	●
8	あじさい園短期入所事業所	-		○		●		
9	特別養護老人ホームあざみの里	-		○	●			



# 平成26年度 支給決定及び給付実績

## (1) 地域相談支援 (地域移行・地域定着)

	決定者数	実利用者数
地域移行支援	6	5
地域定着支援	8	8

## (2) グループホーム体験利用

実利用者数	18
総利用回数	137 一人あたり平均 7.6日

## (3) 短期入所

	決定者数	実利用者数	総利用回数
合計	629	204	9,074
(うち者)	445	138	一人あたり平均 3.7日/月
(うち児)	184	66	

# 地域生活支援拠点の概要

## 地域生活支援拠点に関する論点

### 【背景】

- 障害者総合支援法の附帯決議を受けて取りまとめられた、「障害者の地域生活の推進に関する議論の整理」(障害者の地域生活の推進に関する検討会)では、地域における居住支援に求められる機能として5つの機能(相談、体験の機会・場、緊急時の受入れ・対応、専門性、地域の体制づくり)が挙げられ、これらの機能強化を地域レベルでの取組、制度面での取組の両面から推進することとされているところ。

### 【論点】

論点 地域生活支援拠点の整備の推進のため、制度面での取組の推進として報酬により評価することをどう考えるか。

## 地域における居住支援に関するニーズについて

- 関係団体からのヒアリングにおいては、障害者の地域生活を支えるために必要な支援・資源について様々な意見が出された。これらを整理すると、おおむね以下のようなニーズが挙げられるのではないかと。

### ヒアリングにおいて挙げられたニーズ

- 地域での暮らしの安心感の担保
- 親元からの自立を希望する者に対する支援
- 施設・病院等からの退所・退院等、地域移行の推進
- 医療的ケア、行動障害支援等、専門的な対応を必要とする者への支援
- 医療との連携等、地域資源の活用
- 夜間も利用可能なサービス、緊急対応体制
- 障害特性に応じた施設整備

## 地域における居住支援に求められる機能について

- これらのニーズから、どのような機能が求められているのかという点について検討すると、おおむね以下のように分類できるのではないかと。

### 求められる機能

- 相談（地域移行、親元からの自立）
- 体験の機会・場（一人暮らし、グループホーム等）
- 緊急時の受け入れ・対応（ショートステイの利便性・対応力向上等）
- 専門性（人材の確保・養成、連携）
- 地域の体制づくり（サービス拠点、コーディネーターの配置等）

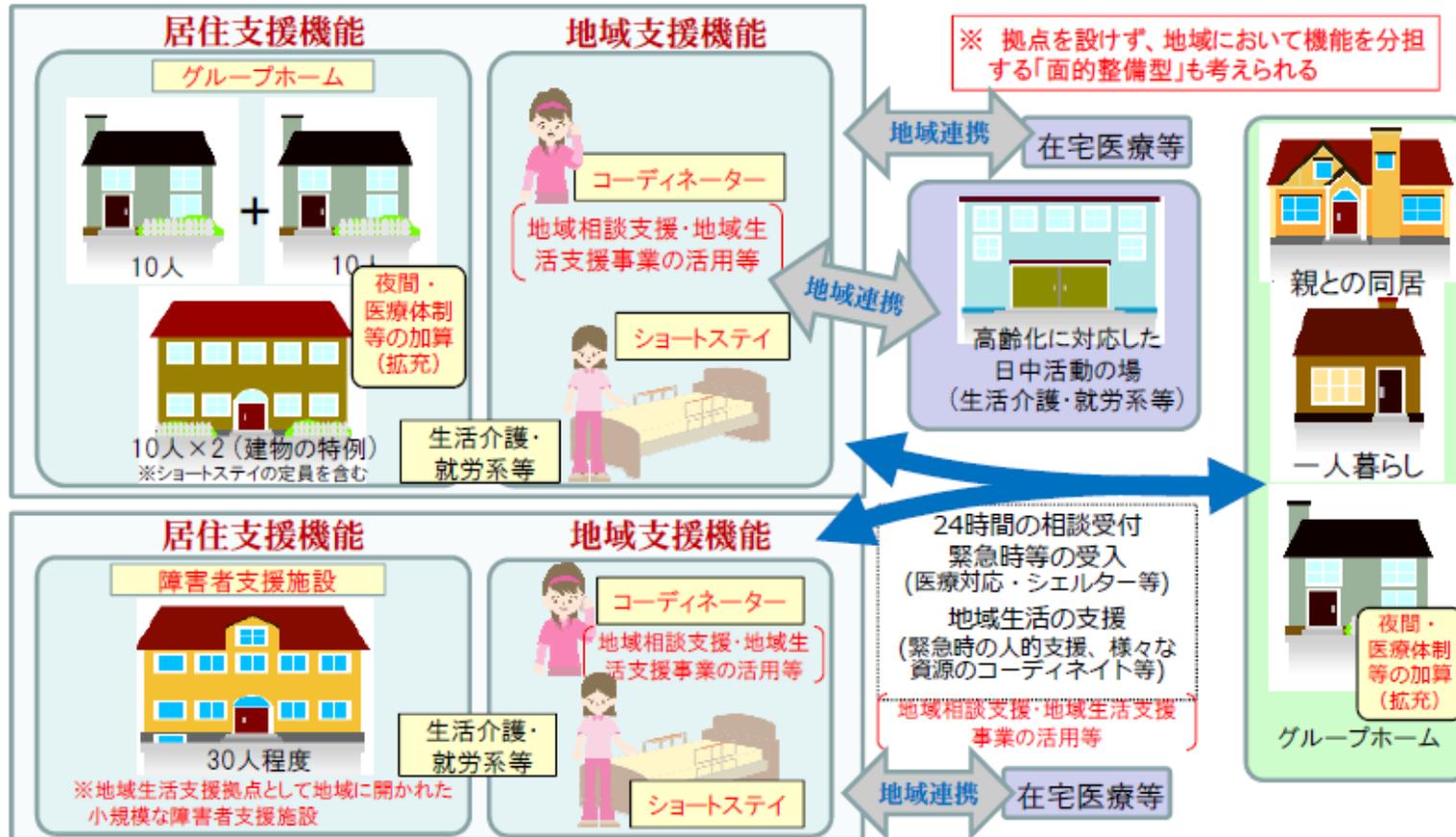


- ・ 障害者の地域生活の支援については、障害福祉計画等に基づき取組を進めているところ。
- ・ 今後、障害者の重度化・高齢化や「親亡き後」を見据え、上記のような機能をさらに強化していく必要がある。
- ・ その際、相談支援を中心として、学校からの卒業、就職、親元からの独立等、生活環境が変化する節目を見据えた中長期的視点に立った継続した支援が必要である。

# 障害児・者の地域生活支援の推進のための多機能拠点構想 (地域生活支援拠点)

社会保障審議会障害者部会  
第54回(H25.12.26)資料

地域生活支援拠点として、居住支援機能と地域支援機能の一体的な整備を推進



※安心生活支援事業(地域生活支援事業)によるコーディネートや、個別給付による地域定着支援の実施を必須として、施設整備に対する補助について優先的に採択することを検討

# 地域における居住支援のための機能強化

障害者の地域生活に関する検討会  
第5回(25.09.11)資料

障害者の重度化・高齢化や「親亡き後」を見据え、各地域の抱える課題に応じて、**居住支援のための機能（相談、体験の機会・場、緊急時の受け入れ・対応、専門性、地域の体制づくり）**を地域に整備していく手法としては、① これらの機能を集約して整備する「**多機能拠点整備型**」（グループホーム併設型、単独型）、② 地域において機能を分担して担う「**面的整備型**」等が考えられる。

## （参考）居住支援のための機能強化の整備手法のイメージ

各地域のニーズ、既存のサービスの整備状況など各地域の個別の状況に応じ、関係者や障害当事者が参画して検討



### 1の建物における共同生活住居の設置数に関する特例

都市部など土地の取得が困難な地域等においても、各都道府県の判断で地域の居住支援体制を柔軟に整備できるよう、次のいずれにも該当するものとして都道府県が認めた場合は、1の建物の中に複数の共同生活住居の設置を認めることとする。

- ① 地域で生活している障害者等との常時の連絡体制の確保、緊急一時的な宿泊の場の提供など地域で暮らしている障害者等を支援するための事業や地域の関係機関と連絡調整を行うコーディネート事業を行うこと
- ② ①の機能をグループホームに付加的に集約して整備することが障害福祉計画に地域居住支援の一環として位置づけられていること
- ③ 1つの建物であっても、入り口(玄関)が別になっているなど建物構造上、共同生活住居ごとの独立性が確保されていること
- ④ 1つの建物に設置する共同生活住居の入居定員の合計数が20人以下(短期入所(空床利用型を除く。))を行う場合、当該短期入所の利用定員数を含む。)であること